

◆ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)再支給

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、「(国)ひとり親世帯臨時特別給付金」をご案内し支給しているところですが、その生活実態が依然として厳しい状況であることを踏まえ、再度、給付金（基本給付）の支給対象者に対して再支給いたします。

基本給付（再支給）		追加給付の再支給はありません	
支給額	対象者	支給額	対象者
・ 5万円／世帯 ・ 第2子以降 3万円／人 12月16日(水) 支給済み	[A]令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 [実績] 488世帯	・ 5万円／世帯	新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が大きく減少した方
	[B]公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方 [実績] 28世帯		
	[C]新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給し ている方と同じ水準となっている方 [実績] 24世帯	1	